

発福第 604 号

令和元年 7 月 12 日

社会福祉法人 わかば福祉会
理事長 牧原 公夫 様

倉吉市長 石田 耕太郎

改 善 勧 告

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 56 条第 1 項の規定に基づき平成 31 年 3 月 14 日、平成 31 年 4 月 16 日、令和元年 5 月 15 日及び令和元年 6 月 17 日に実施した特別監査において、次のとおり是正を図るべき事項を認めましたので、同条第 4 項の規定に基づき勧告します。

については、所要の措置を講ずるとともに、その内容について遅滞のないよう報告してください。

記

1 勧告内容

- ① 理事会及び評議員会が未開催にも関わらず、開催したとする虚偽の議事録を作成したことが認められたことから、速やかに理事会及び評議員会を開催し、その経緯及び平成 25 年度からの開催状況を検証し、さらに再発防止策を検討し、早急に対策を講じること。
- ② 開催実態のない虚偽の議事録について、当時の役員（理事・監事）及び評議員にその経緯、これまでの開催状況及び再発防止策を説明し承認を得ること。

2 その他指摘事項 別紙のとおり

3 報告期限 令和元年 8 月 2 日（金）

社会福祉法人わかば福祉会 特別監査結果

No.	指摘事項	根拠	改善事項及び改善書類
1	<p>理事会及び評議員会において、招集通知が出されていない、審議内容が不明瞭である等の不備が散見され適正に開催されていない。また、評議員会開催に係る必要な事項について、理事会の決議を得ないまま開催されている。</p>	<p>・法第45条の14第1項、同条第9項により準用される一般法人法第94条第1項、第2項 ・法第45条の14第4項、第5項 ・法第45条の16第3項 ・法第45条の14第6項、第7項、第45条の15第1項 ・法第45条の9第1項、同条第10項により準用される一般法人法第181条、第182条、規則第2条の12 ・法第45条の9第6項から第8項まで、同条第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第195条 ・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第2項、法第45条の11第1項から第3項まで、規則第2条の15</p>	<p>[改善事項] ・開催に際しては、招集通知を役員に発出し、起案書と結んで契印すること。 ・審議内容を明確にするため、当日配布した資料についても保存しておくこと。</p> <p>[改善書類] 招集通知、当日配布資料、議事録</p>
2	<p>監事監査会について、監査報告書の存在は確認できるが、監査資料として内容が不十分な事業報告書や決算書が提出され、十分に機能が果たされていない。</p>	<p>・法第45条の18第1項、第45条の28第1項及び第2項、規則第2条の26から第2条の28まで、第2条の31、第2条の34から第2条の37まで</p>	<p>[改善事項] ・事業報告書をより具体的な内容に整備するとともに、本決算による監事監査を行うこと。</p> <p>[改善書類] 事業報告書、決算書</p>
3	<p>理事会及び評議員会の議事録に、必須記載事項が記載されていない。また、当日配布資料が添付されおらず、袋とじ等による厳封もなされていない。</p>	<p>・法第45条の14第6項、第7項、第45条の15第1項 ・法第45条の9第10項により準用される一般法人法第194条第1項、第2項、法第45条の11第1項から第3項まで、規則第2条の15</p>	<p>[改善事項] ・記載すべき事項について見直し、当日配布した資料についても全てを添付すること。 ・議事録は、改ざん防止の為袋とじ等により厳封すること。 ・議事録署名方法について、出席者を正確に把握するため記名押印ではなく、署名押印とするよう定款を変更すること。 ・議事録作成の為、音声による記録の保存も行うこと。</p> <p>[改善書類] 理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会議事録</p>

社会福祉法人わかば福祉会 特別監査結果

No.	指摘事項	根拠	改善事項及び改善書類
4	理事会、評議員会及び監事監査会に提出されている決算書が未確定の仮決算に基づくものである。	・法第45条の19、第45条の30、第45条の31、規則第2条の39、第2条の40	<p>[改善事項] 監事監査会と理事会の開催時期について見直し、仮決算ではなく本決算を提出すること。決算書については抜粋ではなく全てを用いること。</p> <p>[改善書類] 決算書</p>
5	本来評議員は、評議員選任・解任委員会の決議をもって選任されるものであるが、本法人においては当該委員会が設置されておらず、適正な手続を経て選任されていない。また、委員会に関する規程が整備されていない。	・法第39条	<p>[改善事項] 評議員選任・解任委員会を立ち上げ、運営に関する規程を整備すること。</p> <p>[改善書類] 評議員選任・解任委員会細則</p>
6	会計処理において、請求書に拠らず支出されている科目がある。また、支出命令書に起案者を記す欄が設けられていない。	・留意事項1の(4)	<p>[改善事項] ・支払根拠となる請求書の整備を行うこと。 ・支出命令書に起案者の欄を作成し、起案者と承認者との関係を明確にすること。</p> <p>[改善書類] 支出命令書</p>
7	昨年度実施した定期指導監査において指摘した定款及び諸規程について、改善が未了であるものが散見される。	・法第31条第1項 ・留意事項1の(4)	<p>[改善事項] ・定款及び諸規定の不備を修正すること。</p> <p>[改善書類] 定款、経理規程、役員報酬規程、役員退職慰労金規程、給与規程</p>